

第 9 章 検査・立会い・確認

9.1 自主検査（主任技術者が行う検査）

主任技術者は、《1.4》に掲げる職務を誠実にを行うことに加え、給水装置工事が適正に施工されていることの確認及び検査を行わなければならない。

また、当該工事における主任技術者は施行した給水装置工事ごとに記録を作成し、当該記録をその作成の日から3年間保存しなければならない。【法施行規則第36条第1項第6号】

＜解説＞ 主任技術者は、完成検査を申し込む前に「給水装置工事検査確認書」《12.1（4）①》を用いて自主検査を行い、完成検査申込時に提出すること。ただし、せん孔工事立会いの申込みにあたってはこの限りでない。

なお、自主検査に合格したにも関わらず完成検査時に不備が発見されることはあってはならないことであり、主任技術者としての職務を全うできていないことになるため、十分に留意し責任をもって自主検査を行うこと。

(1) 給水装置工事検査確認書の作成

給水装置工事検査確認書は、必ず工事場所現地にて自主検査を行い、次に掲げる要領にて作成すること。

① 結果欄

当該工事に係る各検査種別及び検査項目における検査の内容を竣工図等の書類及び現地により確認し、結果欄に「合」の字を記入すること。（当該工事に該当しない項目の結果欄には「斜線」を記入すること。）ただし、せん孔工事立会いの申込みにあたっては、せん孔工事当日に給水装置課職員立ち会いの下確認を実施する項目については空欄とすること。

② 給水装置工事場所欄

給水装置工事申込書に記載した「工事場所の住居表示」を記入すること。

③ 工事申込者欄

給水装置工事申込書に記載した「工事申込者名」を記入すること。

④ 受付番号欄

給水装置工事申込み後「設計審査にて発番された番号（給水装置工事申込書の左面上部に印字）」を記入のこと。

⑤ 指定給水装置工事事業者欄

給水装置工事申込書に記載した「指定業者名」を記入すること。

⑥ 給水装置工事主任技術者欄

当該給水装置工事に係る自主検査を実施した「主任技術者名」を記入し押印すること。

⑦ 確認年月日欄

当該検査を実施し、該当項目すべての合格を確認した日付を記入すること。

ただし、せん孔工事立会いの申込みにあたっては、せん孔工事当日に給水装置課職員立会いの下確認を実施するため空欄とすること。

(2) メーター装置の表示プレートの取付け確認

メーター装置の識別のための表示プレートを取り付ける場合は、必ず検査前（各戸のパイプシャフト内にメーター装置を設置するときは、水道局がメーターを取り付けるまで）に取り付けを完了しておかなければならない。

特に部屋番号については、完成検査直前に再度現地にて当初の給水装置工事申込み時の内容から変更がないかを確認しておくこと。

なお、完成検査までに内容に変更が生じた場合には、水道局の指示に従い速やかに設計書の差し替えや、必要に応じた処理を行わなければならない。

※表示プレートの規格については《11.4》を参照のこと。

9.2 完成検査（管理者が行う検査）

指定業者が施行する給水装置工事は、工事完成後に管理者（給水装置課職員）による完成検査を受けなければならない。 【給水条例第9条第2項】
 完成検査時には、当該給水装置工事を施工した事業所に係る主任技術者が立会わなければならない。 【法第25条の9】【尼崎市給水装置工事検査基準第6条】

<解説> 完成検査は、尼崎市給水装置工事検査基準《12.2(7)》によって行う。

なお、せん孔（分岐）工事を伴う工事申込みの場合、完成検査合格後にせん孔（分岐）工事を行うことが原則であるが、状況により完成検査前にせん孔（分岐）工事を施行することを認める場合がある。（《9.3(2)②》参照）

(1) 完成検査申込み

給水装置工事完成後、自主検査にて該当項目すべてにおいて合格の確認ができれば、完成検査の申込みができる。ただし、市納金（工事費（特別の費用）、分担金、手数料）（以下「市納金」という。）の納入確認ができない場合は検査申込みを受け付けないので留意すること。

① 検査申込みの受け付け

完成検査申込みは、平日の水道局営業時間内で検査希望日の2週間前から給水装置課の窓口にて受け付ける。（電話受付不可）

② 検査日時

完成検査は、平日（12月29日～1月3日を除く）の水道局営業時間内に実施する。

③ 検査申込書の作成

検査申込書は次の要領にて作成すること。

ア 給水装置工事場所欄・工事申込者

給水装置工事申込書に記載した「工事場所の住居表示と工事申込者名」を記入すること。

イ 工事完成年月日欄

給水装置工事が「完成した日付」を記入のこと。ただし、せん孔工事立会いの申込みにあたっては、せん孔工事当日が完成日となるため、検査申込み時の給水装置課職員との日程調整後に完成予定日を記入すること。

ウ 検査希望日欄

第1希望から第3希望までの日付を記入のこと。

エ 指定給水装置工事事業者欄

給水装置工事申込書に記載した「指定業者名と指定番号」を記入すること。

オ 給水装置工事主任技術者欄

給水装置工事申込書に記載した「主任技術者名」を記入し押印すること。

カ 方法・結果欄

通常「別紙確認書により確認」及び「合格」と記入する。

④ 完成図面等の確認

設計審査窓口にて必要な図書を提出し、給水装置課審査担当による確認を受けること。

なお、設計審査において指摘事項があった場合には、事前に訂正等を行ったうえで提出しなければならない。また、設計内容に変更が生じた場合には、その事が判明した時点で速やかに変更図面を提出し再審査を受けなければならないが、軽微な変更の場合はその旨を申告し、その場で再審査を受けることができる。

表-9.1 完成検査申込み時に必要な図書

図書名	部数	用紙	備考
工事検査申込書	1	A4(入手先:給水装置課・水道局HP)《12.1(4)②》	
給水装置工事検査確認書	1	A4(入手先:給水装置課・水道局HP)《12.1(4)①》	
完成図	1	規程用紙 ※1	
	3	カラーコピー	※2
メーター引渡書 ※3	1	複写紙(3枚中2枚)	メーター出庫がある場合
その他	—	給水装置課に確認のこと	管理者が必要と認める図書

※1 規程用紙は、給水装置課にて配布するが、各々にて用意する場合は、「白色、上質・中性紙、70kg」のものを選定し、事前に給水装置課に使用の許可を得たものを使用すること。

※2 完成図のカラーコピーの必要部数は、基本3部必要であるが工事内容や検査内容等によっては追加で提出を求めることがある。

※3 メーター引渡書の取扱いについては、次の⑤を確認のこと。

⑤ メーター引渡書の確認

新規でメーターを出庫する内容の工事申込みの場合、工事申込み時にメーター引渡書[3枚複写]を作成する。(工事内容によっては作成しない場合もある。)

設計審査完了後、市納金を全額納入し納入確認(引渡書の受付欄に給水装置課事務担当が確認印を押印)を受ければメーターを受け取ることができるので、原則として検査申込みまでに量水器試験所にて受け取りを済ませ、引渡書の控え[2枚]を前記④の完成図面等の確認時に提出すること。

なお、パイプシャフト内にメーターを設置する場合の、メーター本体の取り付けは水道局にて実施する。

※パイプシャフト内へのメーター設置に係る詳細は《10.7 (2)》を参照のこと。

(2) 検査事項

完成検査は次の各号について確認を行い、該当項目すべてに適合することにより検査合格となる。万一、完成検査にて不備が発見された場合には検査不合格となり、後日改めて再検査の申込みをしなければならない。

① 給水用具の材質、数、位置及び取り付け状況

給水用具の材質、数及び位置については、基準適合の確認と検査申込み時に提出した給水装置工事設計書との照合確認を行う。また、取付け状況については固定や支持及び保温状況等の確認を行う。

② メーターの設置位置及び取付け状況

《10.6～10.8》を参照のこと

③ 耐圧試験

検査当日は、立会い予定時間より前に水圧をかけ始め、給水装置課職員到着後すぐに規定水圧にて1分間の保持を確認できる状態としておくこと。

ア 新設の給水管及び給水用具

1. 75MPaの負荷水圧にて1分間保持するものとする。ただし、水道用ポリエチレン管を使用している場合にあっては、その部分については0.75MPaとする。

イ 既設部分

0.50MPaの負荷水圧にて1分間保持するものとする。ただし、受水槽式から直結増圧給水式に切り替えた場合にあっては、増圧装置以降については0.75MPaとする。

④ 給水管の埋設の深さ（公道部分）

《8.2 (2) ①》を参照のこと。

⑤ その他管理者が必要と認める事項

(3) 確認検査

簡易な改造工事または新設工事で、給水栓が1栓程度のもので布設延長の短い工事等については、随時に施工写真等の提示をもって確認を行い完成検査に代えることがある。

(4) 同時検査

せん孔（分岐）工事が伴い、給水栓等が1栓程度または敷地内止水栓キャップ止めで布設延長の短い工事等については、せん孔工事立会いと同時に完成検査を行うことがある。

(5) 長尺耐圧検査

配水管等からの分岐点からメーターまでの布設延長が概ね10mを超える場合は、せん孔（分

岐) 工事を行うより前の日までに耐圧検査を受けなければならない。

なお、負荷水圧及び検査当日の対応は前記《(2)の③》に準じるものとする。

9.3 せん孔（分岐）工事立会い

配水管に対するせん孔（分岐）工事（以下「せん孔工事」という。）は、給水装置課職員立会いのうえ、主任技術者本人もしくは主任技術者の指導・監督のもとで従事者が行うこと。

なお、内部工事とせん孔工事を一括で給水装置工事申込みした場合は、原則として完成検査合格後にせん孔（分岐）工事を行うが、理由によっては完成検査前の施工を認める場合がある。

<解説> せん孔工事立会いは、尼崎市給水装置工事検査基準《12.2 (7)》に準じて行う。

(1) せん孔工事立会い申込み

せん孔工事の立会いの申込みにあたっては、完成検査の申込みに準じて行うものとする。

① せん孔工事立会いの受け付け

せん孔工事立会いの申込みは、平日（12月29日～1月3日を除く）の水道局営業時間内で検査希望日の2週間前から給水装置課の窓口にて受け付ける。（電話受付不可）

② 立会い日時

せん孔工事立会いは、平日（12月29日～1月3日及び別に水道局の指定する日を除く）の水道局営業時間内に実施する。

③ 検査申込書の作成

完成検査申込書の作成《9.2 (1) ③》に準じる。

④ せん孔工事立会い用図面等の確認

完成図面等の確認《9.2 (1) ④》に準じる。

⑤ メーター引き渡し書の確認

前記《9.2 (1) ⑤》に準じる。ただし、通常は完成検査時に確認を行うため、確認検査《9.2 (3)》または先せん孔工事の場合にのみ適用する。

⑥ せん孔工事立会い申込み時に必要な図書

せん孔工事立会いを申し込む時は、次の表に掲げる図書を事前に作成または入手すること。

表-9.2.1 せん孔工事立会い申込み時に必要な図書

図書名	部数	用紙	備考
工事検査申込書	1	A4（入手先：給水装置課・水道局HP）《12.1 (4) ②》	
給水装置工事検査確認書	1	A4（入手先：給水装置課・水道局HP）《12.1 (4) ①》	
せん孔工事立会い用図面 ※1	1	規程用紙 ※2	
	2～3	カラーコピー	メーター出庫がある場合は3部
メーター引渡書	1	複写紙(3枚中2枚)	前記⑤を確認のこと
道路・水路等占用許可書	1	各管理者発行	確認のみ

表-9.2.1 せん孔工事立会い申込み時に必要な図書（続き）

道路使用許可書	1	所轄警察署発行	確認のみ
地下埋設物協議関係図書	1	各管理者発行	確認のみ
その他	—	給水装置課に確認のこと	管理者が必要と認める図書

※1 内部工事を伴わないせん孔工事のみ（給水栓等が1栓程度又は敷地内止水栓キャップ止めの場合を含む）の給水装置工事申込みをした場合。

内部工事とせん孔工事を一括で給水装置工事申込みした場合に必要な図面は、次の(2)及び(3)を参照のこと。

※2 規程用紙は、給水装置課にて配布するが、各々にて用意する場合は、「白色、上質・中性紙、70kg」のものを選定し、事前に給水装置課に使用の許可を得たものを使用すること。

(2) せん孔工事の種別

① 完成検査後のせん孔工事立会い

内部工事とせん孔工事を一括で給水装置工事申込みした場合において、完成検査後にせん孔工事立会いを行うときは、せん孔工事立会い申込み時に完成図のカラーコピーを2部提出すること。

② 完成検査前のせん孔工事立会い

内部工事とせん孔工事を一括で給水装置工事申込みした場合において、完成検査前のせん孔工事立会いを希望するときは、次に掲げる各号の方法によること。

ア 先せん孔工事

先せん孔工事は、工事用水が必要な場合や他工事との調整などで外構工事を先行して施工する必要がある時などに、完成検査前にせん孔工事立会い及び工事用給水栓等までの中間検査を実施しメーターを開栓可能な状態にする方法である。

ただし、設置予定のメーター口径と同口径のメーターが給水装置台帳上設置されている場合は、次のイに示す「完成前せん孔工事」を適用する。

また、先せん孔工事において出庫したメーターの給水契約者名は自動的に「指定業者」となり、原則変更できないので留意すること。

なお、先せん孔工事を希望する場合は、給水装置工事申込み時に通常必要な図書とは別途、次に掲げる図書を提出すること。

表-9.2.2 先せん孔工事に係る給水装置工事申込みに必要な図書

図 書 名	部数	用 紙	備 考
先せん孔(分岐)工事願	1	A4 (入手先:給水装置課・水道局HP) 《12.1 (1) ⑧》	
先せん孔工事用設計図面	2	給水装置工事設計書(A3)	《12.1 (1) ③》

イ 完成前せん孔工事

完成前せん孔工事は、既設建物等の給水方式の切換え工事や分岐点変更工事などにおいて、当該建物の給水装置を使用しながら工事を行うため、長期間断水することが困難な場合などに適用する。

なお、完成前せん孔工事を希望する場合は、給水装置工事申込み時に通常必要な図書と

は別途、次に掲げる図書を提出すること。

表-9.2.3 完成前せん孔工事に係る給水装置工事申込みに必要な図書

図 書 名	部数	用 紙	備 考
完成前せん孔(分岐)工事願	1	A4 (入手先:給水装置課・水道局HP)《12.1 (1) ⑨》	

③ 他の既設給水管からの分岐工事

他の既設給水管から分岐する場合は、原則として現地立会いを行わずに施工写真等の提示をもって確認を行うこととする。ただし、当該掘削箇所が配水管に影響を与える可能性があると考えられる場合など、給水装置課職員が立会いを求めた場合はこの限りでない。

(3) せん孔工事立会いの手順

せん孔工事にあたっては、次に掲げる手順で、必ず給水装置課職員と主任技術者が立会いのもと施工すること。

① サドル付分水栓

ア 事前準備

- a 立会い予定時刻までにせん孔予定箇所を掘削し、配水管を露出させた状態で待機する。
- b 配水管のサドル付分水栓の取付け位置を確認し、取付け位置周囲の土砂及び錆等をウエス等できれいに除去し、配水管の管肌を清掃する。
なお、配水管がポリエチレンスリーブで被覆されている場合は、サドル付分水栓取付け位置の中心線より20cm程度離れた両位置を固定用ゴムバンド等により固定してから、中心線に沿って切り開きゴムバンドの位置まで折り返し配水管の管肌をあらわす。
- c サドル付分水栓を取り付ける前に、弁体が全開状態になっているか、パッキンが正しく取り付けられているか、塗装面やねじ等に傷がないか等、サドル付分水栓が正常かどうか確認する。
- d サドル付分水栓は、配水管の管軸頂部にその中心線がくるように取り付け、給水管の取出し方向及びサドル付分水栓が管軸方向から見て傾きがないことを確認する。
- e サドル付分水栓のボルトナットの締付けは、全体に均一になるよう的確に行い、ダクタイル鋳鉄管の場合の標準締付トルクをトルクレンチを用いて確認する。

イ せん孔作業

せん孔機は、製造メーカー及び機種等により取扱いが異なるので、必ず、取扱説明書をよく読んで器具を使用すること。

- a サドル付分水栓の頂部のキャップを取り外し、動作を確認してから弁を開く。
- b 分岐口径及び内面ライニングに応じたドリルをせん孔機のスピンドルに取り付ける。
- c サドル付分水栓の頭部へせん孔機を静かに載せ、袋ナットを締付けてサドル付分水栓と一体になるように固定する。
- d サドル付分水栓の吐水部またはせん孔機の排水口に排水用ホースを連結する。
- e 刃先が管面に接するまでハンドルを静かに回転し、せん孔を開始する。
- f 排水用ホースから切粉を排出し、水がきれいになってから採水して試薬を加え、残留

塩素比色測定器により遊離残留塩素の値を測定する。(※残留塩素値の測定は、給水装置課職員が実施し、薬液注入後約5秒で0.1mg/L以上あることを確認する。)

- g せん孔が終わったら、ハンドルを逆回転して刃先をボール弁の上部まで確実に戻す。このときスピンドルは最上部まで引き上げる。
- h 弁を閉め、せん孔機及び排水用ホースを取り外す。

ウ 防食コアの取付け

防食コアの挿入機は、製造業者及び機種等により取扱いが異なるので、必ず取扱説明書をよく読んで器具を使用すること。

- a ストレッチャー（コア挿入機のコア取付け部）先端にコア取付け用ヘッドを取り付け、そのヘッドに該当口径のコアを差し込み、非密着形コアの場合は固定ナットで軽く止める。密着形コアの場合は製造業者の取扱説明書に従い取り付ける。
- b ロッド（ハンドル付）を最上部に引き上げた状態でストレッチャーをサドル付分水栓に装着する。
- c 挿入前に、必ず、弁が全開になっているか確認する。
- d ハンドルを手で回転しながら静かに押込む。
- e コアがせん孔した孔にセットされたことを確認してから、コアを押し込んでいく。
- f コアの挿入が完了すれば、ハンドルを回転させながらストレッチャーのヘッドを弁上部まで引戻す。
- g 弁を閉止し、ストレッチャー及びアタッチメントを取り外し、キャップにパッキンが入っていることを確認して、サドル付分水栓の頂部にキャップを取り付ける。

エ せん孔工事後の確認等

a 引照点等の計測及び設計書への追記

せん孔工事完了後速やかに、次に掲げる引照点からせん孔箇所までの距離及び道路幅員等を計測し、給水装置課職員の確認を受けること。

- ・ 工事場所の隣地境界からせん孔箇所の距離
- ・ せん孔箇所から工事場所の官民境界までの距離
- ・ 配水管の深さ（道路面から配水管の天端までの距離）
- ・ その他、給水装置課職員の指示する距離等

また、せん孔工事立会い後速やかに、事前に提出した給水装置工事設計書（原図）の「平面図」及び「本管からの分岐位置」記載欄に、上記で計測した距離を黒色インクにて追記すること。

ただし、完成検査前のせん孔工事立会いの場合は、完成検査申込み時に提出する給水装置工事設計書に記載すればよい。

b メーター引渡書の確認

せん孔工事立会い時にメーターを設置する工事内容の場合は、給水装置課職員が、メーター本体及びメーターボックスの蓋の裏に取付けられているプレートの記入内容と、メーター引渡書に記載の「メーター番号、口径、有効期限、取付指示数・給水装置番号」の照合確認を行う。(※プレートの記入内容については《10.7 (1) ②》を参照のこと。)

c 給水装置工事検査確認書への記載

せん孔工事立会い時に確認した検査の内容について、給水装置工事検査確認書の結果欄に「合」の字を記入し、確認年月日欄に立会い当日の日付を記入すること。

d 道路復旧工事

せん孔工事立会い完了後は速やかに、各道路管理者の指示に従い、仮復旧工事ならびに本復旧工事を行うこと。また、仮復旧工事から本復旧工事までの間は、責任を持って維持管理すること。（※道路復旧工事の詳細については《8.7》を参照のこと。）

② 不断水割T字管

ア 事前準備

- a 立会い予定時刻までにせん孔予定箇所を掘削し、配水管を露出させた状態で待機する。なお、せん孔工事立会いまでに試掘を行い、事前にせん孔予定箇所の確認を行っておくこと。
- b 配水管の割T字管取付け位置を確認し、取付け位置の土砂及び錆等をウエス等できれいに除去し、配水管の管肌を清掃する。
- c 配水管にポリエチレンスリーブが被覆されている場合は、割T字管取付け位置の中心線より割T字管+100 mm程度離れた両位置を固定用ゴムバンド等により固定してから、中心線に沿って切り開きゴムバンドの位置まで折り返し、配水管の管肌をあらわす。
- d 割T字管を取り付ける前に、仕切弁の開閉がスムーズか、パッキンが正しく取り付けられているか、塗装面等に傷がないか等、割T字管が正常かどうか確認する。
- e 割T字管のパッキン及びパッキンが当たる配水管の管肌に滑材を塗布する。
- f 割T字管は、配水管の管軸水平部にその中心線がくるように取り付け、給水管の取出し方向及び割T字管が管水平方向から見て傾きがないか確認する。
- g 割T字管部分のボルトナットの締付は、割T字管の合わせ目の隙間が均一になるよう的確に行う。
- h 割T字管の取り付け後、分岐部に水圧試験用器具を取り付けて加圧し、水圧試験（負荷水圧は1.00Mpaとする。）を行う。

イ せん孔作業

せん孔機は、製造メーカー及び機種等により取扱いが異なるので、必ず、取扱説明書をよく読んで器具を使用すること。

- a 割T字管の仕切弁を全開にする。
- b せん孔機に分岐形状に応じた合フランジを取り付ける。
- c 分岐口径に応じたドリルをせん孔機のスピンドルに取り付ける。
- d 割T字管の仕切弁にせん孔機を取り付ける。
- e ガソリンエンジンをフレキシブルシャフトで接続する。
- f 合フランジの吐水部へ排水用ホースを連結する。
- g ドリルの刃先が管面に接するまでハンドルを静かに回転し、管面に接した後、刃先を少し戻し、ガソリンエンジンを起動してせん孔を開始する。
- h 排水用ホースから切粉を排出し、水がきれいになってから採水して試薬を加え、残留塩素比色測定器により遊離残留塩素の値を測定する。

※残留塩素値の測定は、給水装置課職員が実施し、薬液注入後約5秒で0.1mg/L以上あることを確認する。

- i せん孔が終わったらハンドルを逆回転して刃先を初期位置まで確実に引き戻す。
- j 仕切弁を閉め、せん孔機及び排水用ホースを取り外す。

ウ 防食コアの取付け

防食コアの挿入機は、製造業者及び機種等により取扱いが異なるので、必ず取扱説明書をよく読んで器具を使用すること。

- a 分岐形状に応じたアダプターをブッシングツールに取り付ける。
- b ブッシングツール先端に拡張ゴムを取り付け、その拡張ゴムに防食コアを差し込み、拡張ゴムを少し膨らませコアを軽く止める。
- c ハンドルを初期位置まで引き戻した状態でブッシングツールを仕切弁に装着する。
- d 挿入前に必ず、仕切弁が全開になっているか確認する。
- e ハンドルを手で回転しながら静かに押し込む。
- f 防食コアがせん孔した孔にセットされたら、拡張ナットをラチェットスパナで締め付ける。
- g 拡張ナットを規定量締め付け後、拡張ナットを緩める。
- h ハンドルを回転しながら、ブッシングツールを初期位置まで引き戻す。
- i 仕切弁を閉止し、ブッシングツールを取り外す。

エ せん孔工事後の確認等

前記①のエに同じ。

③ 留意事項

せん孔時には次の各号に掲げる点に十分に留意すること。

- ア せん孔に使用するドリルは、配水管の内面ライニングに応じたものを使用すること。
- イ 配水管がポリエチレンスリーブで被覆されている場合は、せん孔完了後にダクティル管用ポリエチレンスリーブ施工要領書（日本ダクティル管協会）に基づき、再度管部の保護を行うこと。
- ウ ポリエチレンスリーブは、カッター等で丁寧に切断すること。
- エ 分岐位置は、既存の分水栓や継手より30cm（割T字管の場合は50cm）以上の離隔を確保すること。
- オ サドル付分水栓の取付け位置を変えるときは、サドル取付ガスケットを保護するため、サドル付分水栓を持ち上げて移動させること。
- カ 割T字管の取付け時には、パッキンが剥離する恐れがあるため割T字管を配水管に沿って前後に移動させてはならない。
- キ 防食コアは、変形したり傷がつきやすいので取扱いには十分注意すること。
- ク 防食コアの取付けには、必ずストレッチャーを使用することとし、ハンマー等による叩き込みによる方法は禁止する（赤水発生防止のため）。
- ケ 既設分水栓を使用する場合において、防食コアが挿入されていないまたは挿入の有無が確認できないときは、防食コアの挿入確認を行うこと。

9.4 撤去工事立会い

配水管から分岐されている既設給水管の分岐点撤去工事は、給水装置課職員立会いのもと主任技術者本人もしくは主任技術者の指導・監督のもとで従事者が行うこと。

＜解説＞ 給水装置が不要となった場合は、原則として当該専用給水設備への分岐点にて撤去しなければならない。

なお、その分岐点が他の給水管から分岐されている場合は給水装置課職員の立会いは行わず、施工写真等の提示をもって確認を行うこととする。ただし、当該掘削箇所が配水管に影響を与える可能性があると考えられる場合など、給水装置課職員が立会いを求めた場合はこの限りでない。

※分岐点撤去工事の施工方法については《8.3》を参照のこと

9.5 断水工事立会い

分岐点撤去工事などに伴い配水管を断水する必要がある場合は、指定業者が事前に地元及び給水装置課と調整を行わなければならない。

なお、断水工事にあたっては原則として給水装置課職員が仕切弁操作を行い、断水確認等の作業は当該職員の指示に従い主任技術者本人もしくは主任技術者の指導・監督のもとで従事者が行うこと。

＜解説＞ 給水装置工事にて配水管の断水を伴う工事が必要な場合は、事前に断水範囲や赤水の発生のおそれがある範囲などを確認し、地元及び給水装置課と断水工事日時等を調整しなければならない。

① 断水工事までの流れ

- ア 給水装置工事申込み後、審査担当による設計審査が完了し施工承認書が下り次第、検査担当と断水工事についての協議及び調整を行い、断水工事の候補日時を選定する。
- イ 給水装置課と調整した候補日時をもって、工事申込者及び断水範囲や赤水の発生のおそれがある範囲などの地元と断水日時等の調整を行う。
- ウ 前記イで調整した日時を検査担当に報告し、断水日時を決定する。
- エ 決定した断水日時を地元へ、お知らせビラを配布するなどして広報する。（別途、断水工事の数日前に、水道局からも断水及び赤水のビラを配布して広報を行う。）

② 断水工事当日の流れ

- ア 断水予定時刻までに施工箇所を掘削し、配水管を露出させた状態で待機する。
なお、断水日までに試掘を行い、事前に施工箇所の確認を行っておくこと。
- イ 給水装置課職員到着後、断水開始時刻になれば給水装置課職員の指示のもと、受水槽系統や布設延長の長い給水管の止水栓等を閉止する。
- ウ 給水装置課職員が仕切弁閉止操作を行い、消火栓等で断水確認を行う。
なお、断水範囲内の配水管に消火栓が設置されていないときは、断水確認及び排水用にサドル付分水栓の設置を指示する場合がある。ただし、この分水栓は仮設であり、断水工事完了後はキャップ止めとして使用しないため、防食コアの設置は不要である。
- エ 給水装置課職員による断水確認が完了すれば、施工を開始する。

③ その他

ア 地元対応

地元住民等から断水による問い合わせがあった場合には、原則として指定業者が対応を行うこと。

イ 施工完了後の赤水排水

施工完了後、給水装置課職員が消火栓等で排水確認を行いながら仕切弁開放操作を行う。また、すべての仕切弁の開放操作が完了すれば、作業前に閉止した各止水栓等を開放し、赤水のおそれがある箇所については、指定業者にてメーター排水を行うこと。

ウ 不測事態の対応

万一、当該断水工事の影響により赤水の苦情等が発生した場合には、工事完了後であっても指定業者において速やかにメーター排水等の対応を行わなければならない。

ただし、給水車の手配が必要となった場合には水道局にて行う。

9.6 専用給水設備の確認

専用給水設備は分担金算定の対象となり、給水装置工事申込みに係る設計審査において、設置する局貸与メーター一分以外のその対象の有無を確認し、必要な場合は分担金を徴収する。

なお、受水槽以下設備のみの改造工事においては事前に給水設備計画図書等を提示し専用給水設備の有無または増減の確認を受け、必要と判断された場合には給水装置工事申込みを行い、不要と判断された場合には工事完成後に必要図書（《6.8》参照）を提出すること。

<解説> 専用給水設備に係る分担金の額は、当該設備部が専用する給水管の口径と同口径のメーターがそれぞれに設置されたものとみなして決定する。（ただし、専ら住居の用に水道を使用する場合にあっては口径 20mm 以下とする。）

※専用給水設備に係る分担金の算定については《4.5》を参照のこと。

9.7 各戸徴収に係る現地確認

各戸徴収制度を受けようとする受水槽以下設備の工事完了後に係る確認は、給水装置課職員の現地立会いのもと実施する。

<解説> 各戸徴収制度の申請にあたっては、申込み種別（新規・追加等）によって必要書類及び手続き方法等が異なるので留意すること。（※各戸徴収制度については《6.9》を参照のこと。）

① 新規申込み

ア 新設建物の場合

新たに受水槽式の建物を建築するにあたり各戸徴収制度を申請する場合は、給水装置工事申込みと合わせて行うこと。

なお、工事完了後の現地確認は、完成検査時に指定業者と給水装置課職員立会いのもと行う。

イ 既設建物の場合

既設の建物において新たに各戸徴収制度を申請する場合は、工事を施工した設備業者及び総代人（工事を伴わない場合は総代人）と給水装置課職員立会いのもと確認を行う。ただし、事

前の確認において分担金の算定に変更が生じることが判明した場合には、給水装置工事申込みを行う必要があるので留意すること。

なお、各戸徴収制度を申し込むにあたって、事前に「受水槽以下設備等現地指導依頼書」《12.1(4)③》をもって依頼することで、管理者（給水装置課）による既設の受水槽以下設備の改造指導を受けることができる。

② 改造申し込み

すでに各戸徴収制度を受けている建物において戸数の増減があった場合は、工事を施工した設備業者及び総代人と給水装置課職員立会いのもと確認を行う。

③ 確認事項

- ・ 各戸のメーター装置及びその周囲の構造及び材質
- ・ メーター装置を識別する表示プレートの取付け状況及び記載内容
- ・ 各戸の通水確認
- ・ 既設建物の場合、既設受水槽の構造及び材質と警報装置等の設備状況
- ・ その他、管理者が必要と認める項目

9.8 検査結果の通知

完成検査またはせん孔工事立会いが完了した時は、指定業者に対して「給水装置工事検査結果通知書」を発行し、検査の合否について通達する。 【尼崎市給水装置工事検査基準第9条】

<解説> 万一不合格となった場合は、速やかに原因を精査し処置した後に、改めて検査等の申込みを行わなければならない。

